

令和4年度諮問（個）第5号
答申（個）第26号

「「知事にアクセス」事案の知事への報告の取扱いに関する
保有個人情報非開示決定に係る審査請求に対する裁決」につ
いての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報非開示決定（文書不存在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県個人情報保護条例を廃止する等の条例（令和4年栃木県条例第42号）第1条の規定による廃止前の栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定により、令和3（2021）年11月11日付けで、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

審査請求人が令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで提出した審査請求に対する、実施機関の同年〇月〇日付け広第X号の弁明書に、「「知事にアクセス」の取扱いは、「知事にアクセス」事務取扱要領（以下「要領」という。）のみに基づいて行っている」と書かれている。

要領第5条の規定は「広報課長は提案及び処理状況について、適宜、知事へ報告するものとする。」であり、この規定の文面からは、「すべての提案書を知事に送達して意見を伺っている」との説明は虚偽発言であると思われる。

虚偽ではなく、「「知事にアクセス」の取扱いは要領のみに基づいて行っている」といえる根拠の開示を求める。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求の対象となる公文書を作成及び保有しないことから、令和3（2021）年11月25日付けで、旧条例第19条第2項の規定により保有個人情報非開示開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3（2021）年12月3日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、旧条例第19条第1項の規定により令和5（2023）年3月29日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、文書の開示を求める。

2 審査請求の理由等

審査請求書及び反論書によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 「開示請求に関わる保有個人情報には保有していない」として本件処分がなされたが、これでは、審査請求人の「虚偽発言と思われる」との主張が事実となってしまう。栃木県職員は、虚偽発言などしないと考えるから、保有しているはずである。
- (2) 判断は、社会に存在する情報から構築されるのがほとんどであることから、「〇〇の本の〇〇の文面、あるいは、〇〇の判例の〇〇という記載から、すべて提案書を知事に送達している」と言える根拠を示さなければならない。

実施機関は、理由は分からないが、根拠の提示を避けて非開示決定したと思うので、本件処分を取り消して、根拠を開示すべき。

- (3) (本件審査請求の)争点は、「「知事にアクセス」に寄せられた意見書を知事にすべて送達するのか、一部を送達するのか」である。

したがって、実施機関の弁明書での「「知事にアクセス」に寄せられた広聴事案の知事への報告の取扱いは、要領のみにより基づき行っているが、要領には審査請求人の個人情報は記載されておらず、本件開示請求に係る対象公文書は存在しない」との主張は意味をもたない。

第4 実施機関の主張要旨

弁明書によると、おおむね次のとおりである。

審査請求人は保有個人情報の開示請求を行ったが、この場合、審査請求人について公文書に記載された情報が開示の対象になる。

「知事にアクセス」に寄せられた広聴事案の知事への報告の取扱いは、要領のみに基づいて行っているが、この要領には審査請求人の個人情報は記載されていないため、本件開示請求に係る対象公文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 旧条例は、実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにすることにより県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。
- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略)審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は

「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報の開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、本件処分については、(1)の基本的な考え方に立って県民等の県の保有する個人情報の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 対象保有個人情報の不存在について

- (1) 実施機関は、「「知事にアクセス」に寄せられた事案の知事への報告の取扱いは要領のみに基づいて行っている。」「要領には審査請求人に係る記載はない。」等により、本件開示請求の対象となる、審査請求人に係る個人情報の記載された公文書は存在しない旨を主張し、審査請求人は、対象公文書は存在するが、開示することを避けて非開示決定をした旨を主張する。

旧条例第 19 条第 2 項は、開示請求に係る保有個人情報を保有していないときは開示をしない旨の決定をしなければならないと規定しているため、実施機関の対象公文書を保有していないとの主張の合理性を以下、検討する。

- (2) 審査会は、すでに、「実施機関の「「知事にアクセス」に寄せられた提案等の知事への報告の取扱いは「知事にアクセス」事務取扱要領第 5 条の規定にのみ基づいて行っており、同要領以外には根拠となる規定は存在しない。」との説明に不自然な点はない。」と、過去に審査請求人が行った、本件開示請求と同内容の公文書開示請求に対する非開示決定（文書不存在）を不服とする別件の審査請求に係る答申（令和 4（2022）年 5 月 26 日答申（情）第 102 号）で判断している。
- (3) また、旧条例は、第 13 条第 1 項で「何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己の保有個人情報の開示を請求できる」旨、第 2 条第 5 項で「（旧条例において）保有個人情報とは公文書に記録された個人情報をいう」旨をそれぞれ規定している。
- (4) したがって、実施機関が、「知事にアクセス」の知事への報告の取扱いの根拠となる規定を要領と特定したうえで、要領には審査請求

人の個人情報が記載されていないことを踏まえ、本件開示請求の対象となる公文書は存在しないとして本件処分を行ったことについて、不合理な点はない。

3 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 (2023) 年 3 月 29 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 5 (2023) 年 11 月 24 日 (第68回審査会第 1 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和 5 (2023) 年 12 月 22 日 (第69回審査会第 1 部会)	・ 第 2 回審議

栃木県行政不服審査会第 1 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
江 田 和 宏	下野新聞社常務取締役主筆	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長

(五十音順)